

日 本

国の概要	面積	378,000 km ²
	人口	1 億 2536 万人
	首都	東京
教育行政組織		
	国	文部科学省
	地方	47 都道府県, 地方自治体 (約 1,740)
教育課程基準		学習指導要領
教科書制度		
	教科書の定義	法律で定義されている。「小学校, 中学校, 義務教育学校, 高等学校, 中等教育学校及びこれらに準ずる学校において, 教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として, 教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であって, 文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するもの」(教科書の発行に関する臨時措置法第 2 条)
	発行主体	主に民間の教科書会社が発行 (2020 年度は 54 者)
	国定, 検定, 認定などの制度	国による検定制度がある。おおむね 4 年周期で検定が行われる。
	採択・選定などの制度	採択の権限: (義務教育諸学校) 公立学校…学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会 国・私立学校…校長 (高等学校) 具体的な定めがない。公立の高等学校では, 実際には所管の教育委員会が採択
	使用義務の有無	使用義務がある (学校教育法第 34 条)
	有償・無償	義務教育の教科書は無償。高等学校は有償
	給与・貸与	給与
	教科書の特色	児童生徒が持ち運ぶために大きさ, 厚さがコンパクト。1 冊の単価は一般書に比べて安価。
デジタル教科書の状況		デジタル教科書は検定済教科書の内容を電磁的に記録したもの。2019 年度から教科書の使用義務に関わらず, 教育課程の一部において通常の紙の教科書に代えて使用できるようになった。教師が使うデジタル教科書は指導者用デジタル教科書と位置付けられ, 先進的な学校で既に広く使われている。なお, 紙の教科書をデジタル化したものに付随する教材をデジタル教材と位置付けている。